

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 五二
- 落札者を決定した件 五二
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 五二

告 示

福島県告示第五百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年九月十三日から平成二十九年一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 エイトタウン相馬 福島県相馬市黒木字源多田四十四番ほか
- 二 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 （変更前）別紙書面のとおり
 （変更後）別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日
 別紙書面のとおり

- 四 届出年月日
 平成二十八年八月十八日
- 五 届出をした者
 T O H O ビ ク ス 株 式 会 社

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
 （商業まちづくり課）

公 告

公告第242号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける国道118号・（仮称）鳳坂トンネル工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年9月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る建設工事の件名及び数量
国道118号・（仮称）鳳坂トンネル工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成28年8月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社大林組 東京都港区港南二丁目15番2号
- 5 落札金額
6,188,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年6月3日

（土木総務課）

公告第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、新地町から相馬都市計画緑地の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）